

労働組合法要綱 (昭和八年第二回大會決定)

- 一、本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及其他被傭者の共同利益の保護増進を目的とする被傭者の團體又はその聯合を謂ふ。
- 二、本法の適用を受けんとする労働組合の代表者は組合規約を添へ主たる事務所々在地の地方長官に届け出ることを要す。
- 三、労働組合規約には左の事項を記載する事を要す。
 - (一)名稱、(二)目的、(三)主たる事務所、(四)組合員の資格に關する規定、(五)組合員の加盟脱退に關する規定、(六)組合の大會其他の會議に關する規定、(七)組合の執行機關並に其他役員の權限資格及任免に關する規定、(八)如盟金及組合費並に會計に關する規定、(九)組合規約の變更に關する規定、(十)組合の聯合及併合に關する規定。
- 四、労働組合並に其の事業に對しては諸税を賦課せず。
- 五、労働組合は労働争議につき、役員其他組合員が他人に加へたる損害を賠償する責に任ぜず。
- 六、雇主又はその代理人は労働組合員たる故を以て被傭者を解雇する事を得ず。雇主又はその代理人は被傭者を労働組合に加盟せざる事、又組合より脱退する事を雇傭條件となす事を得ず。
- 七、労働組合が雇主又はその團體と労働協約を締結したる場合に於て、之に反する組合員と雇主との單獨契約條項は之を無効とす。